

みよし市お試しノウフク事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

みよし市長 小 山 祐

みよし市お試しノウフク事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、お試しノウフク事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農福連携事業 障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組をいう。
- (2) お試しノウフク事業 福祉事業所が農業者から対価を得て、農作業を実施することをいう。
- (3) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (4) 農業者 農業を営む者（農業法人等を含む。）をいう。
- (5) 福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施する施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 障がい者がやりがいや生きがいを持ち、社会の一員としていきいきと生きられる環境を構築するため、障がい者と農業者の情報を共有し、障がい者ができる又は希望する作業と、農業者が求める作業又は人材のマッチングの仕組みを構築し、農福連携の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する農業者であることとする。

- (1) みよし市内の農地を耕作していること。
- (2) 当該年度以前に本補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 今後も農福連携事業の実施を検討していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の農地又は福祉事業所で実施するお試しノウフク事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に所在する福祉事業所へ補助対象者が支払うお試しノウフク事業に係る工賃、交通費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1補助事業者につき合計5万円を上限とする。
- 3 他の自治体の農福連携に係る補助事業を利用し、補助金の交付を受けた場合は、その金額を差し引いた金額を支給する。

(交付申請書兼実績報告書)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告

は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、みよし市お試しノウフク事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に補助対象経費に係る支払証明書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施写真又は作業状況が分かる書類

(2) 前条第3項に該当する場合は、当該補助金の交付決定通知書の写し

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

(1) 領収書

(2) レシート

(3) その他支払いをしたことが分かる書類

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、みよし市お試しノウフク事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市お試しノウフク事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、直ちにみよし市お試しノウフク事業補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 交付決定者が補助金の交付決定を受けた後に補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市お試しノウフク事業補助金交付申請取下げ申出書（様式第5号）により市長に申し出るものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。